

短期入所・日中一時支援

短期入所・日中一時支援とは

障がい児（者）の方が、ご家族の冠婚葬祭、病気、ごきょうだいの学校行事、介護者の休養などの理由で家庭での介護を受けられない時などに、短期間センターで過ごし、介護等を受ける福祉サービスです。

日帰り利用、宿泊利用とご希望に合わせてご利用いただけます。

利用のご案内

- ・体調が安定している18歳未満の肢体不自由児及び重症心身障がい児、並びに18歳以上の重症心身障がい者の方が対象となります。
- ・利用を希望される場合は、事前に主治医の診察を受けていただく必要があります。
- ・利用するには、お住まいの市町村から発行される受給者証又は決定通知書が必要になります。

料金について

利用される方の障がい支援区分により料金が異なり、基準額の1割が自己負担となります。また、食事代及び光熱水費も自己負担となります。

詳しく知りたい場合はご相談ください。

利用にあたって

- ・ご本人やご家族の方に風邪症状等の体調不良がみられる場合は、利用をお控えいただく場合があります。
- ・利用中、ご本人に体調不良等が見られた場合、ご家族の方に連絡しお迎えに来ていただきます。
- ・当センターは空床型となっており、申込状況によってはご希望どおり利用いただけない場合があります。
- ・当センターでは送迎サービスは行っておりません。

ご相談・ご質問は担当までご連絡ください。

こども医療療育センター

相談・療育支援課

TEL 023-673-3527(直通)

023-673-3366(代表)

短期入所ご利用までの基本的な流れ

診察・相談から利用契約まで、約2か月の期間をいただいています。
申込状況によってはさらにお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

1. 診察・相談

- まずは、センターを受診し主治医に短期入所についてご相談ください。
健康状態や食事形態などの確認のため、主治医より聞き取りをさせていただきます。
- 相談・療育支援課の担当職員が、サービスについて説明します。利用を希望された場合は、利用希望時期などを伺い、利用に必要な書類をお渡しします。

2. 受給者証の発行

- 利用には受給者証が必要になります。相談支援事業所にご相談いただき、市町村から受給者証を発行してもらってください。
※「障がい福祉サービス受給者証」と日中一時支援を受けるための受給者証等が必要になります。

3. 会議

- 安全にお預かりするために、事前に記入していただいた書類等をもとにセンター内で会議を行います。
- 利用可能と判断されましたら、担当職員が保護者の方へご連絡いたします。

4. 利用契約

- センターに来所していただき、サービス利用開始にあたって、契約内容や料金の説明をさせていただきます。その後同意をいただき契約締結となります。

5. 利用申し込み

- 相談・療育支援課へご連絡いただき、申込を行います。
- 初回利用前に必要書類をお渡しし、必要な物品の説明等を行わせていただきます。

6. お試しからのご利用

- ご本人の様子や状態を確認させていただくために、初回利用の際は平日短時間の日帰り利用からお使いいただきます。

7. 宿泊のご利用

- 何度か日帰りで利用し、問題がなければ宿泊利用をしていただくことが可能です。
ご本人の様子を見て、平日1泊2日からご利用いただくこととなります。